

令和3年度 3Rアドバイザー資料

■資料内容

- ・ 3Rアドバイザー（ごみ減量等推進員）の活動について
- ・ 市民総合賠償補償保険（作業中の事故等の保障）について
- ・ ごみを減らすために



3Rとは・・・

Reduce（リデュース）：ごみそのものを減らす

Reuse（リユース）：何回も繰り返し使う

Recycle（リサイクル）：分別して再び資源として利用する

● 3Rアドバイザー（ごみ減量等推進員）の活動について

1. 3Rアドバイザーの役割について

本市の「ごみ」は、ごみステーション（以下「ステーション」という。）ごとに、燃やせるごみ（週2回）、紙製容器包装等（週1回）、プラスチック製容器包装（週1回）、ペットボトル（毎週水曜日）、燃やせないごみ（週1回）を収集し、処理しています。

しかし、収集日以外や収集後のごみ出し、同一の袋に燃やせるものと燃やせないもの等の混合排出などルールを守らずに出される場合や、空き缶、空きびんなどの資源が「ごみ」として排出されている場合もあります。

このような現状を踏まえ、各ステーションでの活動を中心として、資源回収作業場所や各地区の会合の場などで、「ごみの分別の徹底」、「リサイクルの推進」、「ごみの正しい出し方」を、日ごろのつながりの中から3Rアドバイザーとして、ご指導及び助言していただき、市民の「ごみ」に対する意識向上を図っていただくことを役割としています。

2. 活動内容

住民の皆さんが、「ごみ」を出す時間帯を主として、各ステーションを巡回していただきます。巡回中に下記の行為を見かけた場合に、ごみ出しのルールを守っていただくようやさしくお願いしてください。

また、各地区で資源回収が行われる場合は、積極的に参加をしていただき、資源の分別等について、率先して行ってください。

※ステーション巡回活動

①夜間及び収集日以外のごみ出しの場合

- ・収集日の早朝から午前8時までの間に出していただくようお願いしてください。

②ごみの混合排出の場合

- ・正しい分別をして出していただくようお願いしてください。

③ステーションに出してはいけないごみの排出の場合

・営業ごみ（店舗、飲食店、事務所など事業活動から生じる一般廃棄物）は、市が許可した業者に委託するか、自分でクリーンセンターに持ち込むようお願いしてください。

ただし、クリーンセンターで処理可能なものは、紙くずや残飯など一般廃棄物のみです（処理費用は10キログラム毎200円）。産業廃棄物は持ち込めません。

・ガスボンベなどの起爆性のある物や劇薬など人体に著しく影響を及ぼすもの、バイク、金庫、消火器及びタイヤなどの処理困難物は、販売店もしくは専門処理業者に引取りを依頼するようお願いしてください。

- ・粗大ごみは、クリーンセンターへ直接持ち込むようお願いしてください。

④市指定袋以外のごみ出しの場合

- ・燃やせるごみは、市指定ごみ袋（緑色）で出していただくようお願いしてください。
- ・燃やせないごみは、市指定ごみ袋（灰色）で出していただくようお願いしてください。
- ・資源「プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙製容器包装等」は、市指定資源回収袋（白色半透明）で出していただくようお願いしてください。

⑤有価資源の排出の場合（空き缶・空きびん・新聞・雑紙・ダンボール・古着など）

- ・自治区、子供会等地域の資源回収日に出していただくようお願いしてください。

※その他、市が発行している冊子「家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」を参考に、ごみの出し方やマナーの悪い住民に対して、ルールを守っていただくようお願いしてください。冊子は、公民館等の市内公共施設にて配布しています。



「家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」

3. 活動時の注意事項

- ①活動する場合は、専用の帽子または腕章を着用してください。
※お持ちでない場合は、クリーンセンターまでご連絡ください。
- ②活動する日時については、特に指定はいたしません。3Rアドバイザーの皆さまの都合のよい日及び時間で活動してください。
- ③ごみの中身の調査、持ち帰らせるなど、直接的な行動及び強制的な行動はしないでください。住民との対話を重視してトラブルを起こさないよう留意してください。
- ④活動に当たって問題が生じた場合、あるいは連絡調整事項が発生した場合は、クリーンセンターへご連絡ください。（連絡先 クリーンセンター 電話23-3567）

4. 市が開催する意見交換会等への出席

市が主催する会議を予定しています。ぜひご出席いただき、皆さまのご意見・ご要望等をお聞かせください。

※今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月に予定をしていました第1回会議は中止とし、次回は令和4年2月を予定しています。

5. ステーションの設置場所等について

ステーションは、ごみ収集車が家庭ごみを収集・運搬するために、一定の場所にまとめて出していただくところです。

その設置場所については、利用する地域の皆さんで決めていただいています。

ステーションの新設、または移動等の相談を受けた場合は、まず区長さんに連絡してください。また、散乱防止ネットの取り換え等についても同じように対応してください。

●市民総合賠償補償保険（作業中の事故等の保障）について

3Rアドバイザーの皆さまが、3Rアドバイザーとしての活動中に事故を起こしたり、清掃道具で手足を切ったりした場合のいわゆる「けが」に対して、見舞金をお支払いする制度です。

- ◇ 対象となる事故 3Rアドバイザーとしての活動中における事故
- ◇ 対象とならない事故 ・故意によるけが
 ・地震、噴火、津波によるけが
 ・自殺行為または犯罪行為
- ◇ 保険金・見舞金
 - (1) 死亡保険金 300万円
 事故の日から、180日以内に亡くなられた場合
 - (2) 後遺傷害保険 300万円
 程度に応じて300万円（事故の日から180日以内に身体に障がいを残された場合）を
 限度として一定の割合で給付します。
 - (3) 入院見舞金
 入院日数に応じ、1万円から15万円
 - (4) 通院見舞金
 通院日数に応じ、5千円から6万円（通院日数5日以内は5千円）

事故発生時の対応

事故が起きた場合は、早急に区長さん及びクリーンセンターへ連絡してください。

連絡先：クリーンセンター 電話23-3567

ごみ減量等推進員に関する条例等

- ・半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成5年6月23日条例第27号）

（抜 粋）

（ごみ減量等推進員）

第7条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適切な処理に熱意と見識を有する者のうちから、ごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。

附 則

この条例は、平成5年7月1日から施行する。以下省略

- ・半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（平成5年6月23日規則第17号）

（抜 粋）

（推進員）

第3条 条例第7条第1項に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）は、自治区の推薦により、市長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員の職務は、おおむね次のとおりとする。

- 一 分別収集の徹底のための住民への協力要請に関すること。
- 二 市が行う住民に対する啓発活動への協力に関すること。
- 三 再生資源回収の指導等に関すること。
- 四 再生品の利用促進活動に関すること。
- 五 その他ごみの減量に関すること。

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

●ごみを減らすために

① ごみ排出量目標

半田市は、令和3年度の市民一人一日当たり生活系ごみの排出量目標値を508グラムと定め、循環型社会3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみ排出量の抑制や資源化に努めます。

一人一日当たり **508グラム！**

（令和2年度実績 646グラム）

有料化後の令和3年4月の一人一日当たり生活系ごみの排出量は456グラムでした。ごみ減量へのご協力ありがとうございます。

② 啓発・PR等

（ア）ごみ出し冊子

「家庭ごみと資源の正しい出し方」冊子を毎年度作成し、全戸に配布しています。市内在住の外国人の方への配布用として、日本語版のほかに、ポルトガル語、英語及び中国語の外国語版も作成しています。また、自治区未加入者に対しても市役所や公民館等に冊子を配置し、周知を図っています。

（イ）ごみ分別アプリ

ごみや資源の出し方などを手軽に調べることができるスマートフォンアプリ「さんあ〜る」を無料で配信しています。ポルトガル語にも対応しています。

下記のQRコードからダウンロードできますので、是非ご利用ください。



・ iPhone



・ アンドロイド

（ウ）指定袋制度

「ごみ減量化」、「ごみ分別の徹底」及び「ごみステーションの美化」を目的に、平成9年1月から指定ごみ袋制度を、平成23年10月からは、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装等の排出用として、「指定資源回収袋」を導入しています。

令和3年4月から家庭系ごみの減量を目的に燃やせるごみの指定ごみ袋を変更し、併せて、不燃用の指定ごみ袋も導入しました。

③ ごみ減量施策

【リデュース事業：ごみを出さないようにする】

(ア) 食品ロス削減

市では、まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」を削減するために市民の皆さんに対して市報やホームページへの掲載や啓発ポスターの掲示、事業者への協力などを実施して、生ごみの減量と大切な食品についての意識向上を図っています。

(イ) レジ袋の削減推進事業

事業者、市民団体と市の三者により協定を結び、レジ袋の削減を目的に有料化を実施しています。市内協定店舗は8事業者 12 店舗あります。今後もレジ袋の削減にご理解、ご協力をお願いしていきます。

(ウ) 水切りの徹底周知

家庭から排出される生ごみは、燃やせるごみの約30%を占めています。生ごみの約80%は水分であり、水切りをすることにより重量の約10%を減らすことができるため、生ごみの水切り・ひとしぼりの効果を市民の皆さんに呼びかけ、ごみ減量の周知に努めています。

(エ) 家庭用剪定枝粉碎機貸出事業

家庭で発生する庭木等の剪定枝を粉碎機でチップ化し、堆肥や庭木根元の雑草防止として利用していただくよう、家庭用剪定枝粉碎機4台を無料貸出ししています。

【リユース事業：繰り返し使う】

リユース情報サイト「ジモティー」との協定締結

令和2年10月に情報サイト「ジモティー」を運営する株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に関する協定」を締結しました。市報やホームページなどで紹介をして、市民の皆さんのリユース活動促進に向けた啓発を行っています。

【リサイクル事業：分別し、資源化する】

(ア) 廃食用油分別回収

使用済みの廃食用油は、精製することによりせっけんなどに再生できる有価資源であるため、市内公共施設等に専用回収容器を設置して、分別回収を行い、リサイクルしています。

(イ) ペットボトルキャップ分別回収

ペットボトルキャップは、同一の素材であり再利用に適した資源です。市内の公共施設25か所に専用回収容器を設置し、回収を行っています。

(ウ) 小型家電分別回収

家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、洗濯機）以外の小型家電も資源として分別回収を実施しています。

クリーンセンターへの直接搬入以外に、公共資源回収ステーション（日曜日）、公共施設ボックス回収（13 か所）、宅配便回収の3つの方法でも回収を行っています。

(エ) 生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助事業

ごみ減量の一環として、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入、設置した市民に対し補助金を交付します。

- ・堆肥化容器 購入金額の3分の2（上限額 6,000 円）1世帯2基まで補助
- ・処理機 購入金額の3分の2（上限額 15,000 円）1世帯1基補助

(オ) アスパの無料配布（発酵合成型有機肥料）

アスパは、米ぬか、もみ殻、糖蜜にEM菌（有効微生物群）の培養液を混和し、発酵、乾燥させたものです。生ごみに振りかけることにより、腐敗させずに発酵させるため、生ごみを堆肥化する際の悪臭（腐敗臭）をやわらげ、有機肥料として庭木や菜園に利用されています。クリーンセンターや公民館等で配布しています。

(カ) 土日リサイクル

新聞・雑誌・ダンボール・空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・ペットボトルキャップ・古着・廃食用油・小型家電を、毎週土曜日・日曜日にクリーンセンターで受け入れをしています。予約は不要です。

(キ) 刈草・剪定枝の資源化

家庭からクリーンセンターに持ち込まれる刈草・剪定枝を分別回収し、資源化することにより、燃やせるごみの減量を図ります。

回収された刈草は堆肥として、剪定枝はチップ化してバイオ燃料資源として活用されています。

(ク) 公共資源回収ステーション

地域の集団資源回収に参加できない方などの、資源を排出する機会を増やすため、以下の2か所で公共資源回収ステーションにて資源の受入を行います。

[受入日時] 毎月第1・2・3・4日曜日（第5日曜日は実施しない） 午前9時～午後4時

[受入場所] ①雁宿公園駐車場（第1・3日曜日実施）

②潮風の丘緑地駐車場（第2・4日曜日実施）

【ごみ環境学習】

ごみの分別の仕方と減量について正しい知識を知っていただくため、クリーンセンター一見学や各団体の会合等に出向く「出前講座」を実施しています。